

評議員報酬規程

(2020 年 3 月 23 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人 C 2 C G l o b a l E d u c a t i o n J a p a n (以下、「本法人」という。)の評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 評議員の報酬は、月額 20,000 円とする。

(報酬の支給方法)

第 3 条 評議員に対する報酬等の支給の時期は、毎月 25 日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、支給日の直前営業日）とする。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 4 条 評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(月の中で就任又は退任した場合の報酬)

第 5 条 新たに評議員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 評議員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を経なければならない。

(細則の制定)

第 7 条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は、細則を制定することができる。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2025 年 6 月 25 日から施行する。